

様式第13号その1（第5条関係）

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

令和 7 年 月 日									
宇和島市長					様				
					債権者番号				
住 所					(電話番号)				
申 請 者					氏 名				
					(印)				
					法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名				
宇和島市議会議員及び宇和島市長の選挙における選挙運動経費の公費負担 に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。									
当請求金額を次の私の口座にお振り込み下さい									
金融機関名					銀 行			支 店	
					農 協			支 所	
								出張所	
普 通 預 金・当 座 預 金					第			号	
口 座 名 義(カタカナ)									
下 記 の 金 額 請 求 い た し ま す。									
金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾 円
件 名		選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用							
内 訳		別 紙 請 求 内 訳 書 の と お り							
選 挙 名		令和7年8月31日執行 宇和島市長選挙							
候 補 者 氏 名									

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等の4けた以下のアラビア数字及び、燃料供給量が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに提出して下さい。
- 候補者が供託金を没収された場合には、宇和島市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第 13 号その 1 別紙 3 (第 5 条関係)

請求内訳書

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合

候補者氏名

燃料代

販売年月日	燃料の供給した選挙運動用自動車の自動車登録番号等	(A) 燃料 販売量	(B) 販売金額	(C) 基準限度額	(D) 請求金額	備考
7 年 月 日		ℓ				
7 年 月 日		ℓ				
7 年 月 日		ℓ				
7 年 月 日		ℓ				
7 年 月 日		ℓ				
7 年 月 日		ℓ				
7 年 月 日		ℓ				
計		ℓ	円	円	円	

備考

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号(検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあっては車両番号)を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等」欄及び「(A)燃料販売量」欄は、燃料の供給 1 回ごとに記載してください。
- 「(B)販売金額」の計の欄には、「(A)燃料販売量」の計の欄の販売量に 1 リットル当たりの契約単価を乗じた金額を記載するものとし、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 「(B)基準限度額」の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「(C)請求金額」の計の欄には、(B)又は(C)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用自動車燃料売買契約書

宇和島市長選挙候補者

(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 乙は甲に対して、選挙運動用自動車の燃料を供給し、甲は乙に対し、その代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により宇和島市に帰属することとならない場合においては、法令の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち法令の定める金額を、宇和島市長に対し請求するものとする。

- 2 供給を受ける自動車の登録番号等及び燃料の種類

()

- 3 供給期間

令和 7 年 月 日から令和 7 年 月 日まで

- 4 金額 円 (見込み)

単価 1 リットル当たり金 円 (消費税相当額を含む) とし、期間中における実際の供給総量に単価を乗じた金額とする。

- 5 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代表者

印

備 考

- 1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 乙が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についてもこの契約書に押印した印鑑を使用すること。